

21 建企第 505 号

平成22年 2月 2日

関係業団体の長様

愛知県建設部長

(公 印 省 略)

現場代理人及び主任技術者に関する特約条項について（通知）

平素より、愛知県建設行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

愛知県公共工事請負契約約款第11条に定められた現場代理人の常駐の規定を緩和するため、別紙「現場代理人及び主任技術者に関する特約条項」を定めましたので通知します。

適用については、下記のとおりとします。

記

1 適用工事 次に示すいずれかの条件に該当する工事

1) 建設工事に該当しない工事※1

※1 草刈り、溝浚い等（建設業法第二条第一項に定める別表第1に示す28工事以外のもの）

2) 建設工事に該当する工種の当初設計金額が5百万円未満の工事※2

※2 建設工事と建設工事に該当しない工事を併せて一の工事とする場合、総設計金額ではなく、建設工事に該当する工種の設計金額で判断する。

2 適用時期

平成22年4月1日以降に指名通知又は公告する工事

以上

担当 建設企画課建設技術グループ

電話 052-854-6507 (ダイヤルイン)

052-961-2111 (代) (内線 2890)

担当 建設総務課契約グループ

電話 052-854-6608 (ダイヤルイン)

052-961-2111 (代) (内線 2632)



現場代理人及び主任技術者に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体となす。

(適用)

第2条 建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）及び建設工事に該当する工種の当初設計金額が5百万円未満の工事。

(現場責任者及び主任技術者)

第3条 乙は、本契約約款11条に替わり、建設工事に該当しない工事については現場責任者を、建設工事に該当する工種の当初設計金額が5百万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定め、この契約締結後5日以内に、現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者通知書に準拠し、その氏名、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、現場の運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、本契約約款第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 主任技術者は、現場責任者と兼ねることができる。

5 現場責任者の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付しなくてはならない。

(履行報告の適用除外)

第4条 本契約約款12条に定める履行報告は適用しない。